

一者入札・一者応募となった契約の類型及び改善方策【法務省】

＜契約の類型＞		改善方策の所在		＜改善方策＞	
大分類	中分類	発注者 ○	受注者 ●		
A	受注業者数の限定	1 調達規模により受注可能な業者数が限定されると考えられるもの	○	●	調達規模について十分に検討を行い、適正な規模を設定する。また、当該入札に参加が予想される業者に対し積極的に入札情報をPRするとともに、積極的に新規事業者の開拓を進める。
		2 地域的特性により受注可能な業者数が限定されると考えられるもの	○	●	複数の業者が入札可能となるような調達地域の分割方法について検討し適正な地域区分を設定する。また、入札公告の方法を十分に検討し、広範囲な業者に対して公告を実施することにより、応札者を確保する。併せて、積極的に新規業者の開拓を進める。
		3 業務内容により受注可能な業者数が限定されると考えられるもの	○	●	当該入札に参加が予想される業者に対し積極的に入札情報をPRを行うなど、参入可能であることの周知を図るとともに、積極的に新規業者の開拓を進める。
B	入札公告	1 ホームページ(HP)を十分に活用できていないと考えられるもの	○		入札公告は、原則として各庁HPIに掲載し(独自のHPを開設していない官署においては、本省等HPIにリンクさせる)、広く公告を実施する。
		2 掲示公告の方法に改善の余地があると考えられるもの	○		掲示公告について、地域性等の理由により自官署のみの掲示では十分でないと判断される場合には、上級官署や近隣官署等への掲示を依頼するなどして、広く公告を実施する。
		3 入札公告期間が十分に確保されていないと考えられるもの	○		やむを得ない場合を除き、十分な期間が確保されるよう留意する。
C	入札参加資格等	1 入札参加資格を必要以上に高く設定していると考えられるもの	○		契約の履行に対し適正な範囲内で入札参加資格を見直す。
		2 事前審査基準を必要以上に高く設定していると考えられるもの	○		契約の履行に対し適正な範囲内で事前審査基準を見直す。
D	仕様書内容	1 仕様書において、契約実績を必要以上に高く設定していると考えられるもの	○		契約実績については、可能な限りの制約を設けないこととする。適正な契約の履行の確保等のため制約を設けざるを得ない場合にも官公庁との実績に限定しないこととする。
		2 仕様書において、特定業者に対する有利条項を付していると考えられるもの	○		特定業者に有利となるような条項等については、仕様書内容を十分に精査し、同条項等を排除して公平性を確保する。
		3 仕様書において、調達物品を必要以上に特定していると考えられるもの	○		物品の特定については、調達目的を達する物品であるという以上の特定条項は付さない。
		4 仕様書において、契約締結から納期又は履行期限までに十分な期間が設けられていないと考えられるもの	○		やむを得ない場合を除き、十分な期間が確保されるよう留意する。
		5 仕様書において、入札参加の条件として提出が義務付けられている書類等及び提案書又は企画書等の提出期限までに十分な期間を設けていないと考えられるもの	○		やむを得ない場合を除き、十分な期間が確保されるよう留意する。
E	評価項目・基準等	1 総合評価方式に係る評価項目及び同基準等の設定が適当ではないと考えられるもの	○		業者からの提案に対する発注者側の審査の透明性及び公平性が確保されるよう、評価項目、評価基準、各項目の配点、必須項目及び必須項目における最低限の要求水準の設定について十分検討を行うとともに、それらについて事前公表を実施する。

F	利益確保困難	1	業者側において、入札参加は可能であるが受注しても利益率が悪いと判断している可能性があると考えられるもの		●	受注者側要因によるものと考えられる。
		2	新規参入業者において、新たな設備投資や人員確保を要する等のため利益率が悪いと判断している可能性があると考えられるもの		●	受注者側要因によるものと考えられる。
G	不正行為等	1	業者側において、談合がなされている可能性があると考えられるもの		●	受注者側要因によるものと考えられる。
		2	業者側において、参加業者の統制が行われていたり、発注内容等によって棲み分けを行っている可能性があると考えられるもの		●	受注者側要因によるものと考えられる。
H	その他	1	上記のいずれにも該当せず原因は明確ではないが、結果として一者入札・一者応募となったと考えられるもの	—	—	必要に応じて関係業者に対し調査等を実施するなどし原因等の分析を行い、その結果、受注者側に原因があると認められた場合には、速やかに改善方を講じる。